

## ■ 出店条件等

### (1) 出店資格

- 南丹管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）を中心とする京都府内の事業者（観光協会、商工会議所、商工会、中小企業団体、第3セクター等を含む法人及び個人。以下「事業者等」という。）であること。
- 京都府保健所の露店営業許可が必要（固定店舗の営業許可だけでは出店できません。）
- 開催趣旨に賛同し、積極的に運営協力できる事業者等であること。
- 事業者等の代表者・関係者（従事者含む）等が、暴力団関係者でないこと。

### (2) 出店品目

- 出店することができる品目は、飲食を中心とした、次の①～⑥の要件を満たすものとする。
  - ①出店する事業者等が自己又は自己の名をもって生産又は販売する品目であること。
  - ②説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
  - ③各種法令、条例等に違反しない品目であること。
  - ④特許、実用新案等で係争中でない品目、あるいは係争のおそれがない品目であること。
  - ⑤危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない品目であること。
  - ⑥公序良俗に反しない品目であること。

※出店できない品目の例

- ①生き物（動物、昆虫類等）
- ②違法コピー商品（偽ブランド品等）
- ③危険物（石油類、ガス類、模造刀、モデルガン、ナイフ、包丁等）
- ④酒類

### (3) 出店品等の表示等

「家庭用品品質表示法」、「食品表示法」、「JAS法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守すること。

### (4) 自家発電機等の使用禁止

電源確保等のための自家発電機の持ち込みは禁止する。

### (5) その他

- 火気取扱店の場合は、京都中部広域消防組合火災予防条例により消火器（10型以上）を設置すること。
- 飲酒した人が出店・販売を行わないこと。
- 発生したゴミは、各自持ち帰ること。
- 売上金、商品、つり銭等は自己管理すること。
- 来場時、退場時は必ず主催者へ報告すること。
- 人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者は一切の責任を負わないものとする。
- 主催者の指示に従わない場合は、即時退場を求める。
- 荷物の搬入出計画等の詳細は別途案内する。（搬入・搬出は開催日当日に行うこと）なお、駐車場は主催者が準備する。